

議案第34号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について
養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第1条中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

第2条第1項第1号中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

第3条第1項中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

第3条第1項第1号中「老人」を「高齢期移行者」に、「当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が1万2,000円を超えるときは1万2,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が3万5,400円を超えるときは3万5,400円（所得を有しない者である場合には、1万5,000円を超えるときには1万5,000円）とする。」を「区分Ⅰは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が1万5,000円を超えるときは1万5,000円とする。区分Ⅱは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、1万2,000円を超えるときは1万2,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が3万5,400円を超えるときは3万5,400円とする。」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。

区分Ⅰ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円を超えるとき。</p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p>
区分Ⅱ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であるとき。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円を超えるとき。</p> <p>ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。</p> <p>エ 「所得を有しない者」であるとき。</p>

第6条第1項、第2項及び第7条第1項中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(助成の特例)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の養父市福祉医療費等助成条例（以下「改正条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年7月1日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く）であって、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けた者を除く。）に対して、改正条例第3条第1項第1号の助成する医療費の範囲を次の第1号に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。

ただし、改正条例第4条第1項第1号の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

- (1) 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。

なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が1万2,000円を超えるときは1万2,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が3万5,400円を超えるときは3万5,400円（所得を有しない者である場合には、1万5,000円を超えるときには1万

5,000円)とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 前号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(3) 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

4 平成26年7月1日前から高齢期移行者である者については、従前の例による。

議案第34号 養父市福祉医療費等助成条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>老人</u>、<u>重度障害者</u>（<u>重度障害児</u>を含む。以下同じ。）、<u>乳幼児等</u>、<u>母子家庭</u>、<u>父子家庭</u>及び<u>遺児</u>の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>老人</u>」とは、<u>養父市の区域内</u>に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(福祉医療費等の支給)</p> <p>第3条 市長は、<u>老人</u>、<u>重度障害者</u>、<u>乳幼児等</u>、<u>母子家庭等</u>の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該<u>老人</u>、<u>重度障害者</u>、<u>乳児保護者</u>、<u>幼児等保護者</u>、<u>母子家庭の母</u>、<u>父子家庭の父</u>及び<u>養育者</u>に対し、福祉医療費を支給する。福祉医療費は、次に規定する額とする。</p> <p>(1) <u>老人の福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が1万2,000円を超えるときは1万2,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が3万5,400円を超えるときは3万5,400円（所得を有しない者である</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>高齢期移行者</u>、<u>重度障害者</u>（<u>重度障害児</u>を含む。以下同じ。）、<u>乳幼児等</u>、<u>母子家庭</u>、<u>父子家庭</u>及び<u>遺児</u>の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>高齢期移行者</u>」とは、<u>養父市の区域内</u>に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>(福祉医療費等の支給)</p> <p>第3条 市長は、<u>高齢期移行者</u>、<u>重度障害者</u>、<u>乳幼児等</u>、<u>母子家庭等</u>の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該<u>高齢期移行者</u>、<u>重度障害者</u>、<u>乳児保護者</u>、<u>幼児等保護者</u>、<u>母子家庭の母</u>、<u>父子家庭の父</u>及び<u>養育者</u>に対し、福祉医療費を支給する。福祉医療費は、次に規定する額とする。</p> <p>(1) <u>高齢期移行者の福祉医療費は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、区分Iは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が1万5,000円</u></p>

現 行	改 正 案				
<p>場合には、1万5,000円を超えるときには1万5,000円)とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) <u>老人については、老人が市町村民税世帯非課税者でないとき又は、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円を超えるとき。</u></p>	<p>を超えるときは1万5,000円とする。区分Ⅱは、当該一部負担金の額が、<u>受給者個人の外来に係る医療費の場合であつて、その額が、1万2,000円を超えるときは1万2,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が3万5,400円を超えるときは3万5,400円とする。</u>この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) <u>高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 762 2121 1343"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 762 1249 1246">区分Ⅰ</td> <td data-bbox="1249 762 2121 1246"> <p><u>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</u></p> <p>ア <u>医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円を超えるとき。</u></p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1246 1249 1343">区分Ⅱ</td> <td data-bbox="1249 1246 2121 1343"> <p><u>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</u></p> <p>ア <u>市町村民税世帯非課税者であるとき。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分Ⅰ	<p><u>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</u></p> <p>ア <u>医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円を超えるとき。</u></p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p>	区分Ⅱ	<p><u>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</u></p> <p>ア <u>市町村民税世帯非課税者であるとき。</u></p>
区分Ⅰ	<p><u>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</u></p> <p>ア <u>医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円を超えるとき。</u></p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p>				
区分Ⅱ	<p><u>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</u></p> <p>ア <u>市町村民税世帯非課税者であるとき。</u></p>				

現 行	改 正 案
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>第5条 (略)。 (支給方法の特例)</p> <p>第6条 <u>老人</u>、<u>重度障害者</u>、<u>乳幼児等</u>、<u>母子家庭等</u>が規則で定める手続に従い、厚生労働省令に定める兵庫県内の病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費等として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費等の支給があったものとみなす。ただし、<u>老人</u>については、第3条第1項第1号の規定により当然に<u>老人</u>が負担することとなる額が、法第67条に定める</p>	<p>イ <u>医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円を超えるとき。</u></p> <p>ウ <u>要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。</u></p> <p>エ 「<u>所得を有しない者</u>」であるとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第5条 (略)。 (支給方法の特例)</p> <p>第6条 <u>高齢期移行者</u>、<u>重度障害者</u>、<u>乳幼児等</u>、<u>母子家庭等</u>が規則で定める手続に従い、厚生労働省令に定める兵庫県内の病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費等として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費等の支給があったものとみなす。ただし、<u>高齢期移行者</u>については、第3条第1項第1号の規定により当然に<u>高齢期移行者</u>が負担することとなる額が、</p>

現 行	改 正 案
<p>方法により支払われない場合には、前項の特例の適用はないものとする。</p> <p>(損害賠償の調整)</p> <p>第7条 市長は、<u>老人</u>、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等が疾病及び負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費等の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費等の額に相当する全額を返還させることができる。</p>	<p>法第67条に定める方法により支払われない場合には、前項の特例の適用はないものとする。</p> <p>(損害賠償の調整)</p> <p>第7条 市長は、<u>高齢期移行者</u>、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等が疾病及び負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費等の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費等の額に相当する全額を返還させることができる。</p>